

○東京農工大学大学院グローバルイノベーション研究院女性未来育成機構における保育支援制度に関する要項

(平成 29 年 3 月 22 日)

改正 令和 3 年 4 月 1 日規程第 17 号 令和 4 年 1 月 26 日

令和 4 年 4 月 1 日 令和 4 年 12 月 1 日

令和 6 年 2 月 13 日 令和 6 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この要項は、グローバルイノベーション研究院女性未来育成機構(以下「女性未来育成機構」という。)において実施する保育支援制度(以下「本制度」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 東京農工大学(以下「本学」という。)において研究に従事する者(本学と雇用関係にない研究従事者も含む(以下「研究者等」という。))が、業務上やむを得ない理由により、養育する子(国立大学法人東京農工大学育児休業・介護休業等規程第 2 条において子に含まれる者を含む。以下同じ。)に対し通常利用している保育以外の保育施設又は居宅訪問型保育事業(以下「シッター」という。)を利用する際に、その利用料の一部を本学が補助することで、研究者が活躍できる研究環境を整備することを目的とする。

(支援対象者)

第 3 条 前条に規定する利用料の補助の対象となる者は、生後 57 日目から小学校第 4 学年の始期に達していない子を養育している研究者等とする。

(1)及び(2) 削除

(支援対象となる保育等)

第 4 条 研究者等が業務上やむを得ない理由により、夜間(通常利用している保育施設における延長保育を除く)・早朝保育、一時保育・休日保育又は病児・病後児保育が必要となり、保育施設若しくはシッター(以下「保育等」という。)を利用した場合に、本制度による支援対象とする。

(補助額)

第 5 条 支援対象となる保育等の利用に係る利用料金等の半額を本学が補助する。ただし、大学入学共通テスト又は一般選抜の入試業務に従事し、保育等を利用した場合には、利用料金等の全額を補助する。

2 前項の場合において、子 1 人あたり年間 2 万円を補助額の上限とする。

(申請方法)

第 6 条 本制度による支援を希望する者は、次の各号に規定する申請手続を行うものとする。

(1) 毎年度、事前に保育支援制度利用登録申込書(別紙様式 1)をグローバルイノベーション

研究院女性未来育成機構長(以下「女性未来育成機構長」という。)に提出し利用登録をしなければならない。

(2) 支援対象となる保育等を利用した場合は、利用した月の翌月 5 日までに保育支援制度利用申請書(別紙様式 2)及び当該支援対象となる保育等を利用したことが分かる書類の写し(以下「保育支援制度利用申請書等」という。)を女性未来育成機構長に提出しなければならない。

(支払)

第 7 条 女性未来育成機構長は、前条第 2 号の規定により提出された保育支援制度利用申請書等に基づき、支払依頼書(別紙様式 3)により支払手続を行うものとする。

(所管)

第 8 条 本制度の運用は、男女共同参画推進室の協力を得て、女性未来育成機構が行う。

(雑則)

第 9 条 この要項に定めるもののほか、女性未来育成機構における保育支援制度に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成 29 年 3 月 22 日から施行する。

附 則(令和 3 年 4 月 1 日規程第 17 号)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 1 月 26 日)

この要項は、令和 4 年 1 月 26 日から施行し、令和 3 年 10 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 4 月 1 日)

この要項は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 4 年 12 月 1 日)

この要項は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(令和 6 年 2 月 13 日)

この要項は、令和 6 年 2 月 13 日から施行する。

附 則(令和 6 年 4 月 1 日)

この要項は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別紙様式 1 については、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

別紙様式 1(第 6 条関係)

保育支援制度利用登録申込書

[別紙参照]

別紙様式 2(第 6 条関係)

保育支援制度利用申請書

[別紙参照]

別紙様式 3(第 7 条関係)

保育支援制度に基づく利用料補助の支払依頼書

[別紙参照]